

エコ・パテントコモンズ

日本アイ・ビー・エム株式会社 理事・知的財産部長 上野 剛史

1. はじめに

昨今のように環境が社会的問題として国内外で大きく取り上げられ、その一方で知識社会への移行がグローバルに進展するなか、環境と知的財産の問題は、世界各国にとり、そして環境技術先進国である日本にとってはとりわけ、重要な産業技術政策となっているといっ
てよい。エコ・パテントコモンズは、このような状況のなかで提唱されたものであるが、エコ・パテントコモンズをはじめとして、パテントコモンズそのものは協業を促進しイノベーションを加速化させるための手段として、様々なところで認識されるようになり、知財推進計画2008においても取り上げられている¹⁾。

一方で、パテントコモンズが未だ十分に理解されていないことに起因していると思われるが、企業が巨額投資をして研究開発を行い生まれた発明について更に多額の費用をかけて取得した特許を無償で開放するというのは知財戦略としては意味をなさないのではない
か、エコ・パテントコモンズのような活動は、環境に関する特許は無償で公開されるべきというような誤ったメッセージを世の中に与えるおそれがあるのではない
か、といった誤解に接することもある。

知的財産が重要な会社資産であることは論を待たず、さらに会社経営戦略上今後益々重要性を増すことは間違いない。一方、知的財産は活用されてこそ資産としての意味を持つわけであるが、明確な知財戦略を持た

ずに単に特許を取得し維持し続けるだけであれば、単に経費のかかるものを抱え込んでいることになりかねない。知的財産の様々な活用方法を十分に検討し、特許活用手法の一態様であるパテントコモンズについてもそれを正しく理解し、知的財産の価値を最大限活用することが求められる。

本稿では、エコ・パテントコモンズについての概要説明やパテントコモンズそのものに対するの考察を通じて、IBMにおける環境問題の取り組みや知財戦略、パテントコモンズを通じてのイノベーション実現の狙いやこれを支援する施策の提言など、オープン・イノベーションの時代における特許の活用や知財制度のあり方について議論したい。

2. IBMの環境問題に対する取り組み

IBMは、1971年に社会に対するコミットメントとして世界共通の環境ポリシーを制定し、あらゆる事業活動において環境保護のリーダーシップを積極的に追求している。環境ポリシーは、事業活動における環境負荷とリスクの低減、環境における社会貢献、そして環境の情報開示についての理念が明文化されている。また、このポリシーを単なるスローガンではなく、確実に実践するため事業活動・製品・サービスについての環境管理規定や基準を文書化し、世界共通の環境マネジメント・システムで運用することにより、進出する

1) 「(1) コモンズの取組を促進する 2008年度から、各企業等が保有する知財権について、相互運用性の確保等によるイノベーション促進やコンテンツ・環境技術等の相互利用の促進を図るため、既存の知財権制度の利用を前提に、パテントコモンズ、クリエイティブ・コモンズ等の自主的な取組を促す。(文部科学省、経済産業省)」(74頁)

なお、パテントコモンズの定義については、知財推進計画2008に次のものがある。「個々の権利者が知財権を所有しつつ、一定の条件下でコミュニティによる自由な使用を認める(一定の条件下で特許権等の権利の不行使を宣言する)仕組みのこと」(135頁)

国が異なっても一貫した環境への対応を行っている。さらに1997年にグローバル企業としては初めてISO14001統合認証を取得し、環境対応の一貫性と透明性を担保している。

日本IBMは、資源循環型社会をつくるためには、地域の行政や企業、大学、市民の取り組みと協働することが必要だと考え、2000年からIBM環境シンポジウムを継続的に開催している²⁾。

また、地球人類にとっての喫緊の課題である気候変動や水資源などの環境問題の解決のための革新的なテクノロジーやサービスを研究開発し、ITを効果的に活用した「価値あるイノベーション」をソリューション・ビジネスとして2007年より開始している。

このようにIBMは、社会との協働と技術的なイノベーションを通じて地球環境問題に対して積極的な取り組みを展開している³⁾。

3. エコ・パテントコモنزについて

(1) エコ・パテントコモنزの概要

エコ・パテントコモنزは、環境保全のために既存技術の活用を容易とし、新しいイノベーションを醸成する企業間の協業を促進するために、2008年1月に設立されたものである。エコ・パテントコモنزに提供された特許について広く第三者が実施することを可能とすることによって、世界中の企業に対して、持続可能な開発を支援しうるイノベーションを共有し環境に対して有益な活動を行う機会を提供するものである。

(2) WBCSDによるエコ・パテントコモنزの運営

エコ・パテントコモنزは、持続可能な開発のための世界経済人会議（World Business Council for Sustainable Development：WBCSD）が主催している。WBCSDとは、CEO主導で約200の企業によって構成される国際団体で、持続可能な開発に関する課題が山積している世界で企業がビジネス活動を行い、イノベーションを起こし、成長するためのビジネス・ライセンスを支

援することをミッションとする。政府、NGOおよび政府間組織と協業しながら、持続可能な開発を探求し、知識、経験および成功事例を共有し、そして持続可能な開発に関する課題に向けたビジネス界の取り組みを様々なフォーラムにて主張する機会を企業に提供している。

エコ・パテントコモنزに開放された特許は、WBCSDによって運営されているウェブサイト（<http://www.wbcd.org/web/epc/>）に一覧として掲載されている。エコ・パテントコモنز運営のための組織は、事務作業、ウェブサイト管理、参加希望企業向けの連絡窓口といった業務を行うための最小限の構成となっており、会員費は現在無料である。

なお、WBCSDによれば、すでに少なくとも3件の開放特許が第三者によって活用されている。

<http://www.wbcd.org/web/epc>

(3) 会員企業

2008年1月設立の際には、IBM、ノキア、ピッツニーボーズ、ソニーの4社が参加した。同年9月には、ソニー

2) IBM環境シンポジウム：<http://www-06.ibm.com/jp/company/environment/symposium/index.html>

3) IBMエネルギーと環境への取り組み：<http://www-06.ibm.com/jp/ibm/green/>

が特許を追加提供するとともに、ボッシュ、デュポン、ゼロックスが新たに参加した。現在、計84件の特許が提供されている。なお、エコ・パテントコモنزに会員企業として参加するには特許を少なくとも1件提供すれば足り、WBCSDのメンバーになる必要はない。

(4) エコ・パテントコモنزの対象となる特許

エコ・パテントコモنزにおいては、地球の環境および生態系を直接的にもしくは間接的に改善または保護する特許が開放の対象となる。具体的には、省エネルギーまたはエネルギー効率化、汚染防止（汚染源の削減、廃棄物の削減）、環境に配慮した材料もしくは物質の使用、水もしくは材料使用の削減、リサイクル機会の拡大といった技術に関する特許が対象となろう。

エコ・パテントコモنزに開放することのできる特許の範囲は特許分類に基づき判断され、国際特許分類（IPC）に基づいて分類を選択しまとめた、エコ・パテントコモنز分類表が発行されている。環境にプラスの効果をもたらす、主分類がエコ・パテントコモنز分類表に含まれている分類である場合には、エコ・パテントコモنزに含めることができる。分類表に含まれていない分類の特許が出てきた場合でも、その分類が分類表に追加されることはあり得るが、その場合、特許は環境にプラスの効果をもたらすものであることが必要となる。

(5) 特許権者による、エコ・パテントコモنز提供特許の選定

どの特許をエコ・パテントコモنزに開放するかを選択は、各企業の判断・裁量にゆだねられている。企業がビジネスで優位性を保つために重要な特許について、排他的な権利を保持し続けることは当然である。その一方で、時間の経過に伴い、特許の優位性がなくなってきた場合には、技術がより広く世の中で使われるようになった方がビジネス的に有利なこともあり、各企業において定期的に開放の可否について検討することが望まれる。

(6) エコ・パテントコモنزに提供されている特許の例

IBMが提供している特許の例としては、たとえば次のような特許がある。

- ・生（物）分解性のダンボール製の衝撃吸収梱包材に関する特許で、軽量、リサイクル可能、発泡材より製造や運搬の燃料が少ない、というメリットがある。製品の大きさに関わらず多くの産業界で利用可能である。IBMにとっては、このような技術が世の中で広く使われることによって、コンピュータ・チップなどの精密部品搬送に用いる梱包材として安価で信頼性の高いものが入手できるようになることが期待できる。
- ・表面洗浄を液体の溶剤を用いる方式からオゾンガスに転換したプロセスの特許で、有機溶剤の取り扱いが不要となり有害廃棄物を削減できる。TVスクリーン、カメラ、メガネ、コンタクトレンズの生産で利用が可能な技術である。

ノキアからは、使用済み携帯電話の部品を時計、電卓、携帯端末、リモコンへ利用するための特許が提供されている。ソニーからはデジタル時代の情報記録媒体として広く普及している光ディスクから色素成分や反射膜の金属を回収するリサイクル技術に関する特許等が提供されている。ピッツニーボーズからは、インク・ジェットプリンターのメンテナンスを運転履歴に基づき実施する特許等が提供されている。ボッシュからは燃料注入システムや粒子フィルター製造などの自動車内部のエネルギーおよびエンジン管理の用途などの自動車技術関連の特許、デュポンからは特定の酵素を使って一部のリサイクルが不可能なプラスチックを肥料に変えるという廃棄物削減技術に関する特許等、ゼロックスからは汚染された土壌・地下水の浄化の時間短縮を可能とする特許が開放されている。

(7) エコ・パテントコモنز参加のメリット

そもそも、企業にとって、エコ・パテントコモنزへの参加は、CSRなのかビジネスチャンスなのか、どちらであろうか。答えは、その両方である。これがCSRであることは直感的に理解されようが、決してCSRにとどまるものではない。エコ・パテントコモنزの設立により、会員企業も非会員企業も開放された特許に対して自由にアクセスできるようになり、さらなるイノベーション実現に向けての機会を得ることができ、また、同様の関心をもつ企業とのビジネス関係を構築することができるようになる。

(ア) 第三者にとってのメリット

第三者にとっては、開放された特許技術を用いることで、環境負荷をさげることができ、また、新たなイノベーションを作り出すことが可能になる。

(イ) 会員企業（特許権者）にとってのメリット

会員企業にとってのメリットは、様々なものがあるが、いずれの場合も、特許を社内で囲い込む、ライセンス収入を得る、または十分に活用されないまま放置するよりは、開放することで特許がより活用されることにメリットを見いだす場合に、企業はエコ・パテントコモンズに特許を提供する。次のようなメリットが挙げられる。

- ①持続可能な開発に向け主導的役割を發揮して貢献する企業として、世界的認知を得られる。
- ②イノベーションを共有するための効果的な方法とでき、さらなるイノベーションを生み出す触媒としての役割を果たし、協業を通じての新たなビジネスチャンスを追える。
- ③会員企業の描く将来ビジョンや技術が、多くの企業によって利用され業界の中で広まることを容易にする。

(8) エコ・パテントコモンズと特許放棄

上述のように、エコ・パテントコモンズに提供された特許は誰でも利用することができるわけであるが、単に特許を利用可能にするためだけであれば特許を放棄することもできるであろう。しかし、エコ・パテントコモンズは権利活用の一態様であり、単に特許を放棄することとは本質的に違いがある。特許維持費用を払い、有効な特許を保有しておくことにより、次のようなことが可能となる。

(ア) 目的・実施態様制限

環境保護に有益となるような形で特許が用いられる場合のみこの権利不行使が適用される。ある技術が環境保護に資する態様でも環境破壊につながる態様でも使用できる場合、環境破壊につながる態様での実施に

対しては権利不行使宣言が適用されない。すなわち、特許発明を実施するための技術が複数ある場合に、特定の目的・実施態様での技術だけを世の中に普及させることを意図して、特許を活用するものである⁴⁾。

(イ) 防御的終了（Defensive Termination）条項

特許を開放した権利者に対して他社が特許権侵害訴訟を提起した場合に、権利者が防御的終了条項に基づいて、権利不行使の宣言を終了させることができる。防御的終了条項は、ライセンス契約⁵⁾や権利不行使契約において一般的に適用されている規定であり、本規定に基づく、典型的には他社が特許やその他の知的財産を用いて特許権者に攻撃を仕掛けてきた場合など、所定の条件を満たした場合に、そのような他社に対してだけは、特許権者がこれまで認めてきたものを取り消すことができる。

エコ・パテントコモンズにおいては、第1の防御的終了は第三者（非開放者）に、第2の防御的終了は特許開放した他の特許権者に対して適用される。第三者が開放特許権者に対して特許権を行使してきた場合、開放特許権者は権利不行使宣言を終了させることができる。ある開放特許権者が他の開放特許権者に対して権利行使をしてきた場合、権利行使を受けた他の開放特許権者は、権利行使に用いられた特許権の主分類がエコ・パテントコモンズ分類表に含まれている場合にのみ、権利不行使宣言を終了できる。もし権利行使に用いられた特許権がコモンズの範囲外である（つまり、主分類がエコ・パテントコモンズ分類表に含まれていない）場合には、権利行使をしてきた開放特許権者に対して、防御的終了条項を適用することはできず、これにより、両者はともにエコ・パテントコモンズの中において活動を継続していくことができる。これにより、エコ・パテントコモンズに対して貢献しようとする者に対して合理的なメリットを提供することができる。

なお、開放された特許が放棄されるか何らかの理由で権利行使不能となった場合には、特許権者はエコ・パテントコモンズに対して文書で通知し、その特許は特許リストから削除される。

4) 後述のオープンソースコミュニティに対する500件の特許開放では、オープンソースソフトウェアとしてプログラムを世の中に提供することを条件として権利不行使を宣言しており、これによってオープンソースソフトウェアの発展を図ろうとするものである。

5) GPLv3など種々のオープンソースソフトウェアのライセンスでも採用されている。

4. 特許活用とパテントコモンズ

(1) 特許活用の類型

パテントコモンズへの特許の提供が、特許活用戦略のなかでどのように位置づけられるのか、整理したい。特許活用の典型的な類型を下記に示す。

(ア) 排他的活用

自社が実施する技術の特許化し、他社にはライセンスしないことによって、他社の市場参入を阻止し、市場独占を目指す。製薬業界では現在でも主流の活用方法であり、IBMにおいても1960年台まではこれが権利活用の基本的なアプローチであった。

(イ) ライセンス供与

種々のことを目的として他社にライセンスを行うが、ポイントは自社特許ライセンスの対価として何を得ることを意図するか、という点である。

①ビジネス活動の自由の確保：Freedom of Action

取得した特許を用いて、クロスライセンス契約を締結することにより、ビジネス活動の自由を確保する。他社技術へのアクセスが対価である。IT分野では一つの製品に数百・数千の特許が存在し他社技術へのアクセスが不可欠であるために、IT業界では以前から広く行われている。IBMでも1960年台からクロスライセンスを行うようになり、現在でもビジネス活動の自由の確保はIBMの知財戦略における最も重要な視点である。

仮に特許をライセンスせず市場を独占しようとした場合には、第三者に対して特許侵害を理由としてビジネス撤退を要求することが必要になるが、これは必ずしも容易なことではなく、実効性確保のために訴訟に訴える必要性が高まる。また他社技術からライセンスを受けないとすると、自社が訴えられる可能性も高まる。訴訟の当事者となり多額の費用と労力を費やすことを回避して、自社ビジネスを安心して継続できることのメリットは非常に大きい。

②ライセンス収入

自社の特許をライセンスする対価として、ライセン

ス収入を得る。IBMでは1980年台から徐々にライセンス収入が増加し、現在では毎年1000億円以上を知財収入として計上している。

(ウ) パテントコモンズ

パテントコモンズとして開放された特許は、第三者は一定の条件の下で自由に実施することができる。パテントコモンズへの特許提供の対価は、以下に説明するようにビジネス成長である⁶⁾。

(2) ビジネス成長のための特許の活用

(ア) GIOとパテントコモンズ

パテントコモンズのアイデアは、IBMのグローバル・イノベーション・アウトLOOK (GIO) という今日の重要課題について世界の有識者が議論する場で提唱されたものである⁷⁾。GIOの2回目のセッション、GIO2.0では、イノベーションは、①グローバル、②複合領域的、③コラボレーティブでオープン、という3つの特徴を有するとし、③に関連して、次のように指摘している。

「新しくかつ統合的な手法で協力する人たちの中からイノベーションが生まれるケースが、ますます増加しています。このようなコラボレーティブな環境の中で、知的財産に関する考え方が見直されつつあります。知的財産を「資産」として所有・保護するのではなく、投資・活用すべき「資本」として捉える主体が、最も大きなリターンを得ることになるでしょう。」

(イ) オープン・イノベーションとパテントコモンズ

パテントコモンズは、オープン・イノベーション実現のための一方策である。

排他権である特許を用いて、市場に参入しようとする者に対して差止請求権を行使し参入排除を図り、また、特許技術を使用したいと望む者に対して有償でライセンスするというプロプライエタリな活用方法が過去何十年にもわたって活発に行われてきている。特にいわゆるプロパテント政策の掛け声の下、米国だけでなく日本その他の国でも、このようなプロプライエタリな活用が注目され、知財専門裁判所の設立を含めた

6) なお、前述の防御的終了条項は、ビジネス活動の自由の確保する、という側面を有するものといえるであろう。

7) <http://www-06.ibm.com/jp/company/gio/index.html>

司法上の改革や特許法等改正、判決における損害賠償額の高騰、特許保護対象の拡大、などが進展してきた。このように特許に強い権利を認めて先行者利益を十分に確保することによって、独自性の高い技術に基づいて差別された製品を迅速に市場に供給するメカニズム、いわゆる、プロプライエタリ・イノベーションが推進されてきた。

IBMにおいても高付加価値の製品・サービスを提供するとともに、15年連続米国特許出願No.1、毎年1000億円を越える知財収入などを通じて、プロプライエタリ・イノベーションを推し進めている。

その一方で、技術の高度化、複雑化、研究開発費の増大に伴い、一社で開発資金をすべて投入して技術のすべてを開発して製品を世の中にだすことが益々困難になり、さらには、中国・インド等の台頭などグローバル競争の熾烈化の中で、2005年10月に発表された米国競争力評議会報告書「イノベートアメリカ」も指摘するように協業を通じてのイノベーション実現の必要性が叫ばれるようになり、オープン・イノベーションの流れが加速してきた。2006年のeBay判決以降、米国連邦最高裁判所でもこれまでのプロパテントの流れとは明らかに一線を画すると思われる判決が連続して出されている。

オープンな技術標準の典型例としてのインターネットやオープンソース開発モデルが示すように、プロプライエタリでないプラットフォームやソリューションが、柔軟性・効率性・拡張性を高めることを可能としていることは容易に理解できよう。オープン・イノベーションのモデルにおいては、標準化が重要であり、オープンな相互運用性確保を通じて、より低コストでさらなる進化を遂げることを可能とする。

このようなオープンなプラットフォームが重要であるのは、それがさらなるプロプライエタリなイノベーションのベースとなるからである。実際にインターネットというオープンなプラットフォームの上で様々な商用ビジネスが展開されているのは極めて典型的な例である。

IBMでは、オープンな標準に基づく技術をサポートし実装するリーダとしてこういった新たな環境を生み出すコミュニティに参加している。さらに、IBMでは、協業を通じてのイノベーションを活性化させるために、特許開放・パテントコモンズといった従来にはない斬

新な特許活用方法にも取り組んでいる。

IBMがこれまで取り組んできたパテントコモンズには次のようなものがある。

- － オープンソースのコミュニティに対する500件の特許の公開（2005年1月）その後、Nokia、Computer Associatesもオープンソースの分野において特許を開放
- － 医療・教育の分野における特許の開放（2005年10月）
- － ソフトウェアの相互運用性確保を促進するための150以上の技術標準に対する特許の開放（2007年7月）
- － エコ・パテントコモンズ（2008年1月）

これらに共通するのが、IBMはビジネスの観点からそして社会にとって重要な目的を達成するために特許を活用している、ということである。

（ウ） バランスの取れたイノベーションとビジネス戦略

以上のように、プロプライエタリなイノベーションとオープンなイノベーションの双方がビジネス戦略上不可欠のものであり、両者のバランスが取れていることが重要である。様々なレベルの存在するプロプライエタリとオープンの間において、現時点でそのレベルのどこに軸足を置き、将来いつの時点でどこに在ることを目指してビジネス戦略を組み立てるのか、このプロプライエタリとオープンのバランスをコントロールしながら事業戦略を立てることが、様々な業界で主導的地位にある企業となるためには不可欠である。

自社の戦略上重要な特許に関しては、これを開放する必要がないことはいまでもなく、プロプライエタリなアプローチが意味を持つ。一方、オープンなアプローチにより自社のメリットが出てくる場合、たとえば、自社ビジネス戦略を有効に進めることのできる社会的インフラを構築できる、自社コアビジネス遂行の過程において自社で利用することが必要な部品・製品等の低コスト化や高品質化に寄与する、といったような状況では、パテントコモンズによる特許の開放を検討する価値がでてくる。何を自社で囲い込んでプロプライエタリなアプローチを目指し、そしてどのタイミングで、何をパテントコモンズに提供してオープン・イノベーションのアプローチを目指すのか、の見極めが不可欠である。実際に各社が開放している特許を見れば、以上の点は具体的に理解できよう。

このようなバランスを図るための視点にはどんなも

のがあるだろうか。企業としては、次のような点を分析するべきであろう。

- ・将来販売しているであろう製品は何か
- ・現時点での、その製品関連技術の状況はどのようなものか
- ・ビジネス活動の自由は確保できているのか、どのような市場から排除される可能性があり、誰の知的財産を侵害するおそれがあるのか
- ・いかにすればオープンなコミュニティの力を借りることができるようになるのか

5. アンチコモنزの悲劇とパテントコモنز

パテントコモنزが提唱されるにいたった背景の一つとして位置づけることのできるものとして「アンチコモنزの悲劇」がある。「アンチコモنزの悲劇」に関しては、「コモنزの悲劇」が稀少な資源が共有とされた場合に生じる過剰利用の危険を警告し、資源の効率的利用を図るための私的所有権の重要性を再認識させたのに対し、「アンチコモنزの悲劇」は、研究成果の私有化に拍車がかかり過ぎると、知的財産権の"蔓延" (proliferation) を招き、有用な研究成果・技術の利用が妨げられる虞があることを指摘したものと説明されている⁸⁾。「アンチコモنزの悲劇」とは、発明の意欲を促進させ、産業の発展に資するはずのプロプライエタリな権利の設定が、却って産業の発展の阻害につながっているという状況を指すものとして理解され、特に80年代のバイオ分野において問題となったケースが典型例としてあげられる⁹⁾。

今日においては近時の情報技術等の進展により、バイオ分野はもとより、IT分野ならびにその他の分野においても、かかるプロプライエタリな知的財産保護の行き過ぎによる、社会全体におけるイノベーションの阻害が生じえる状況が懸念されており、その解決策のひとつとしてパテントコモنزというアプローチが提案されているという状況がある。

6. 提言

イノベーションを実現しうるインフラ、社会制度を構築するためには、従来のようなプロプライエタリ・イノベーションに主眼を置いた施策だけでなく、オープン・イノベーションを実現しうる施策を実施することによって、両者のバランスを取ることが重要である。パテントコモنزを普及させることはオープン・イノベーション促進の有効な手段となる。

オープン・イノベーション実現のためにはオープンな協業が重要であるが、特許は独占排他権であるため、オープン・イノベーションと特許は、本質的に両立が容易でない側面を有することは確かであろう。しかし、特許権者が自発的に協業のための環境を提供し、将来のイノベーション実現に向けて活動する場合には、その活動を政策的に後押しすることは、両立を支援するものとして価値があろう。たとえば、LOR(ライセンス・オブ・ライト)のような制度は、多数の国で実際に導入されている制度であり、日本においても導入が検討されるようであるが是非とも実現したい制度である。

LORとは、特許権者が、いかなる者に対しても、適当な対価と引き換えに発明の実施を許諾する用意があることを書面で宣言し、特許庁に提出する手続きであり、LORに登録するインセンティブとして、特許維持料金の減額制度がある。適当な対価は、ライセンス取得に意欲的な実施者とライセンス付与に意欲的な権利者との間で仮にライセンス交渉したとして落ち着くであろうライセンス料 (willing licensee - willing licensor アプローチ) が目安とされている。例えば、英国では特許の実施許諾の手続きをすると年間更新料が50%減額されることが、英国特許法第46条(1977年)に定められている。このようなLOR制度を導入して特許権者が広くライセンスを提供することを支援する、または、エコ・パテントコモنزに提供された特許がLORのような制度の下で特許維持費軽減されることによりパテントコモنزへの参加、または新たなパテントコモン

8) RIETI http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0016.html

9) RIETI <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/02j019.pdf>

米国におけるバイオ分野の研究は主として大学・政府等の公的研究機関によって実施され、かつてはその研究成果はパブリックドメインの状態にあったが、バイ・ドール法の成立による特許の取得の促進により、川上の基礎的な研究成果の私有化が進んだ結果、基礎研究部門(例えば特定遺伝子をコードするDNA配列)における特許の乱立が、川下の最終製品(例えば薬剤)の開発をより困難なものとしているとされる。この結果、「川上の有用な研究成果は川下において有効に利用されず、資源の過剰利用という「アンチコモنزの悲劇」が生じる」とされる。

ズ設立を促す、といった施策は、極めて有用である。

なお、LORは、いわば特許権者の発意により差止請求権を放棄することを意味する。米国のeBay判決においては、最高裁は恒久的な差止請求について、侵害が認められれば原則差止請求が認容されてきた緩やかな方針からエクイティ上の伝統的な四要件が満たされた場合にのみ認められるべきであるとする厳格な方向に原則を転換した。すなわち、これ以外の場合には、原告は損害賠償のみを請求し得るものであることが判示された。さらに欧州特許庁では、いわゆるシナリオプロジェクトが取りまとめたレポート¹⁰⁾において2025年の知財制度について仮想のシナリオを描いており、Soft IPという差止請求権を有しない緩やかな知的財産についての議論がなされている。

差止請求権のあり方が、米国では既に変更となり、その他の国でも活発な議論がおこなわれているなか、日本においても差止請求権の位置づけをどのように捉えるのか、オープン・イノベーション実現に向けて検討が不可欠の問題である。

7. おわりに

環境技術先進国である日本においては、数々の素晴らしい環境技術が開き、そしてその技術に関する多数の特許群が構築されている。企業にとって中核の技術の特許で保護し、ビジネス上の優位性を保つために知的財産を活用するというプロプライエタリなアプローチをとることは重要である。

その一方で、複合技術である環境技術は、様々な分野における最高水準の技術・叡智を集めて対応することが必要なエリアでもある。そういったエリアにおいて、外部リソースも活用しオープン・イノベーションを推進して共通のプラットフォームを構築して市場を拡大させ、自社ビジネスの大きな成長を図るという

ことも、時機を逸することなく検討されなければならないアプローチである。

環境技術が自社ビジネスにとって戦略的に重要な企業であればあるほど、市場や技術の動向に積極的に関わり、自社の競争優位性を最大限生かせる環境で今後のビジネスを行うことを目指すことが重要である。市場動向の変化に自社の戦略をあわせるのではなく、自社の戦略に合うように市場動向が変化することを目指す、そのための一つの方策として、プロプライエタリなアプローチだけでなくオープンなアプローチも最大限に活用する、という視点が必要であるのは、環境技術分野に限られるものではない。プロプライエタリなアプローチとオープンなアプローチの最適なバランスを図ることで自社ビジネスの成長を目指す、という点は、アプローチそのものは知財の活用であっても、それは単に知的財産部門の中で判断する知財戦略の枠にとどまるものではなく、経営戦略の一環であることは間違いない。知財戦略が経営戦略の中核の一つとして位置づけられるべき時代が来ているといつてよい。

profile

上野 剛史 (うえの たけし)

日本アイ・ビー・エム株式会社 理事・知的財産部長。
東京大学工学部卒業。弁理士。米国パテントエージェント試験合格。大手印刷会社を経て1997年日本IBM入社。2000年から2002年米国IBM勤務。2005年から日本IBM知的財産部長。日本知的財産協会常務理事、日本経団連知的財産委員会企画部会・著作権部会委員。

10) 07年4月にEPO (欧州特許庁) は、「Scenarios for the future (未来のためのシナリオ)」というレポートを公表し、知的財産権制度について、2025年までにどのような知財制度が展開されていくかについての、4つの仮想シナリオを描いている (http://www.rieti.go.jp/featured/special_report/029.html)。このレポートにて環境保護技術などと知的財産との問題を描いたBlue Skiesシナリオにおいては、「金融・通信・輸送といったあらゆるグローバル・システムが、すでに人間の創造力を超えて社会をより複雑なもの」となっているなか、日本政府が2009年前後に、「ケイレッツを軸とした長期的融資による保護、環境テクノロジーに関する政府委託投資による競争力強化、知的財産権に対する可能な限りゆるやかな保護への方向転換など」を実施するという「Blue Skies」政策をとることによって、環境分野での技術開発の促進とビジネス成長が実現するとともに、「パテント・コントロール、特許の藪、特許ライセンス料の累積高額化といった問題は、例外的な場合にしか起こらなくなるであろうと、思われるようになった。」という独創的な仮想シナリオが展開されている (同レポート98—99頁。筆者訳)。